

【Q 中古固定資産の耐用年数】

Q.新品ではなくて中古の固定資産を取得した場合、耐用年数はどのように算定しますか。

A

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表は、新品の固定資産を対象としており、中古資産の場合には、耐用年数等を勘案して残存可能期間を適正に見積もることになります。

しかし、合理的な見積りが困難な場合が多いと想定され、税法では下記のような算式による耐用年数を定めているので、社会福祉法人もこれを利用するのがよいと思われます。

法定耐用年数を全部経過した固定資産

$$\text{法定耐用年数} \times 20\%$$

法定耐用年数の一部を経過した固定資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

残存耐用年数に1年未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、その年数が2年未満のときには2年とします。